

開 会	事務局長	ただいまから平成31年度第1回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■■■■委員、■■■■委員以上の2名です。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は12名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
	議 長	それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。■■■■委員、■■■■両委員にお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当委員による現地調査を行っています。■■■■さんの案件につきましては先月第17条第2項の案件としてすでに現地調査をご報告頂いておりますので今回は調査依頼を出しておりません。3-2の■■■■さんの案件■■■■推進委員報告をお願いします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-2について報告します。現況写真綴りでは5ページから8ページにわたって4ページありますのでご覧になりながらお願いします。場所は■■■■より■■■■の■■■■の近くにあります。4月24日に■■■■農業委員と私と譲り受け人があります■■■■の3名で現地調査を行いました。申請農地の譲り渡し人は遠方におり耕作することが困難であり譲り受け人は経営面積の規模拡大ということで考えおられて居住地からも近いため譲り受けるものであります。何ら問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。続きまして3-3の■■■■さんの案件、■■■■推進委員をお願いします。
	■■番	失礼します。この土地は■■■■から約■■■■寄りにあります。譲り受け人の■■■■前の県道を挟んで向かい側にあります。■■■■は農業廃止ということで家のほうも処分されるそうです。■■■■立会いのもと■■■■農業委員と一緒に4月21日に現地確認をしました。何も問題ないと思われます。ご審議のほどお願いします。
	議 長	ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■■番	■■番■■■■です。所有権移転の時にぜひお願いしたいのは譲り受け人と譲り渡し人との関係。写真で見るとはどなたか作っておられた畑地ですよ。それは誰か。その方が譲り受け人になれば農地として有効活用されると思うのですが。その辺を必ずこれからは事前調査の際はみて頂くようにお願いしたいと思ひます。

	事務局長	ただいま■■■委員からご意見がありました次の総会からは譲り受け人と譲り渡し人の関係、現耕作者がいれば関係を調べてご報告して頂くようにしますのでよろしくお願いします。
	■■番	利用状況は畑になっていませんか。それで今まちだおしをして残土処理で1枚の筆にするとおっしゃってました。■■■が前から作っておられました。
	議長	他にございませんか。無いようでございますので採決に移らせて頂きます。
	議長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第2号議案	議長	続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございます。担当推進委員による現地調査をお願いしています。■■■委員報告をお願いします。
	■■番	昨日、4月25日に■■■推進委員と二人で審査しました。■■■のお母さん立会いのもと調査しました。場所は■■■から■■■のところにあります。申請人は勤めをしておられ申請地の管理、耕作が困難な状態です。元々、畑地でありまして現在何も作っておらず管理、手間がかかるので比較的管理の簡単な太陽光発電パネルを設置したいということです。周辺農地への影響もないと思われまますのでご審議のほどよろしくお願いします。
	議長	ありがとうございます。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	議長	隣の家が■■■よね？
	■■番	はい、そうです。すぐ下に墓があってその下が全部畑です。
	議長	パネル数が多いが何か言っておられましたか？普通280枚で済むのだが324枚になっているから。
	事務局	前回あったと思うんですがパネルによって発電量が違います。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせていただきます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) ありがとうございます。挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第3号	議長	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございます。担当委員による現地調査をお願いしています。

		5-1と5-2の■■■さんの案件につきまして■■■推進委員報告をお願いします。
■■番		■■■地区担当の■■■です。受付番号5-1、5-2について報告します。場所は■■■から■■■ほどいった■■■です。4月24日に■■■農業委員と地権者である■■■立会いのもと調査しました。申請のあった農地は現在作付けされておらず2種農地であり太陽光発電設置のための5-1は田んぼであり所有権移転です。5-2の方は畑なんですけど現況写真も先程事務局長が言いましたように12ページにあるんですが畑で段差がありパネルの枚数もあり段差のため作業困難をかみまして譲り受け人と借受人が相談しまして賃借権の設定ということにしたということでございます。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済みでその他の要件を満たしていると考えますので審議のほどよろしく申し上げます。
議長		ありがとうございました。続きまして■■■の案件、■■■推進委員報告をお願いします。
■■番		■■■地区担当の■■■です。受付番号5-2について報告します。場所は■■■の■■■に■■■というのがありますがそこから■■■へ■■■入ったところです。4月24日に■■■委員と譲り受け人の代理人であります■■■立会いのもと調査しました。申請のあった農地は草刈されておりますが耕作はされておらず2種農地です。太陽光パネル設置にあたっては周辺の農地や民家にも影響がないものと思われま。その他の許可の要件も満たしていると考えます。審議のほどよろしく申し上げます。
議長		ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
議長		■■■の19ページの■■■の半分は山になっている？
■■番		両方とも畑なんですけど互いの畑と段差があるのがひと番地になっている。現状みれば二つあるように見える土地なんですけどこれが全部ひと番地で登記してあるので。上は作業道もないし家のなかねをって行かないといけないようなところなんです。
議長		すでに1箇所太陽光してあるんじゃないですか？
■■番		前、前回頃、同じ地区で申請が出たものです。その業者へまた設置の相談、業者の方が声かけられたと思うんですが。ちょうどこの近所にもまだうちもやりたいんじゃないの聞いております。
■■番		補足します。5-2の方ですけど広い面積の畑です。こちらを貸すというふうになっているのは下の緑色になっている所に太陽光発電をつけるところで上のほうはそのままでという状態で設置するには困難な状況ということです。分筆すればいいのですがそれもお金がかかるということで1筆の契約になったということです。近所の方もやりたいというようなことも聞いております。

	議長	青いのが2列あるはなんでしょう？ブルーシートを敷いているのですか？
	■番	これは法面です。土砂崩れにあったらいけないので防止シートです。少し急なところです。
	議長	他にございませんか？無いようでございますので採決に移らせて頂きます。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) ありがとうございました。挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第4号	議長	続きまして議案第4号「農地法施行規則第17条第2項の規定による指定地区の登録申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしています。■の案件■推進委員報告をお願いします。
	■番	■地区担当の■です。受付番号6-1について報告します。場所は■から■の■沿いでございます。4月22日■農業委員、■から■、■同行のもと調査しました。今回の空き家登録物件でございますが25ページに写真がございます。赤い旗の下側になりますが■の建物が空き家バンクに登録してある建物です。申請の農地でございますが写真綴り15ページ■、並びに■で現在防草シートで覆われ周りは草刈等の管理をされ手前に利用状況として果樹園になっているんですがまだ実がなっていないので果実だろうというふうにいたしております。聞くところによりますと購入を検討されている方がおられるということでもし購入するということになるとその後家庭菜園などの農地として管理したいとの情報が得られました。面積などの要件等問題ないものと思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
	議長	ありがとうございました。続いて■の案件■推進員報告をお願いします。
	■番	■地区担当の■です。受付番号6-2について報告します。現況写真は16ページになります。場所は■より■の場所へあります。4月24日に■委員と■の■、■私の4人で現地調査しました。申請農地は神石高原町空き家バンクに登録されている空き家に付随する農地です。申請に付随する書類も空き家情報バンク登録済み証の写しとか登記事項証明書、現況写真、農地告示同意書、土地権利者の同意書等々、必要書類が全て揃っております。以上、問題ないと思われまますので審議のほどよろしくをお願いします。
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	議長	■さんの登録申込書の畑が561㎡になっているが2枚以外にもあ

		るんじゃないか。
	事務局長	全部の面積でも480㎡しかない。
	議長	面積が違うのでは？
	事務局長	そうだと思います。他にはないです。
	議長	<p>■■■■の件につきましては旗が立っている下へ■■■■と■■■■の畑が残っておりますが■■■■はすでにコンクリートを打ってあるそうなので転用申請を出してもらうことで対応せざるを得ないと思いますし、■■■■は庭になっているだろうと思うんですが地図上でみる限りでは。これも合わせて地目変更を出して頂くということで指導をする必要があると思います。他にございませんか。無いようでございますので採決に移らせて頂きます。</p>
	議長	<p>議案第4号「農地法施行規則第17条第2項の規定による指定地区の登録申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
	議長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後4時19分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和元年5月29日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>